

【資料3】

中山間地域等直接支払事業 について

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

中山間地域等直接支払制度の概要

【制度の概要】

傾斜が多い等農業生産条件が不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地の維持・管理に関する取決め(協定)を締結し、協定に従い5年間以上農業生産活動等を行う農業者に対し、面積等に応じて農業生産条件の不利を補正する交付金を交付。

【対象地域】

○**通常地域** (交付金負担割合：国1/2 県1/4 市町村1/4)

特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定された地域
(※地域振興立法9法のうち埼玉県に該当する3法)

○**特認地域** (交付金負担割合：国1/3 県1/3 市町村1/3)

- ・農林統計上の中間農業地域・山間農業地域
- ・通常地域に地理的に接する地域

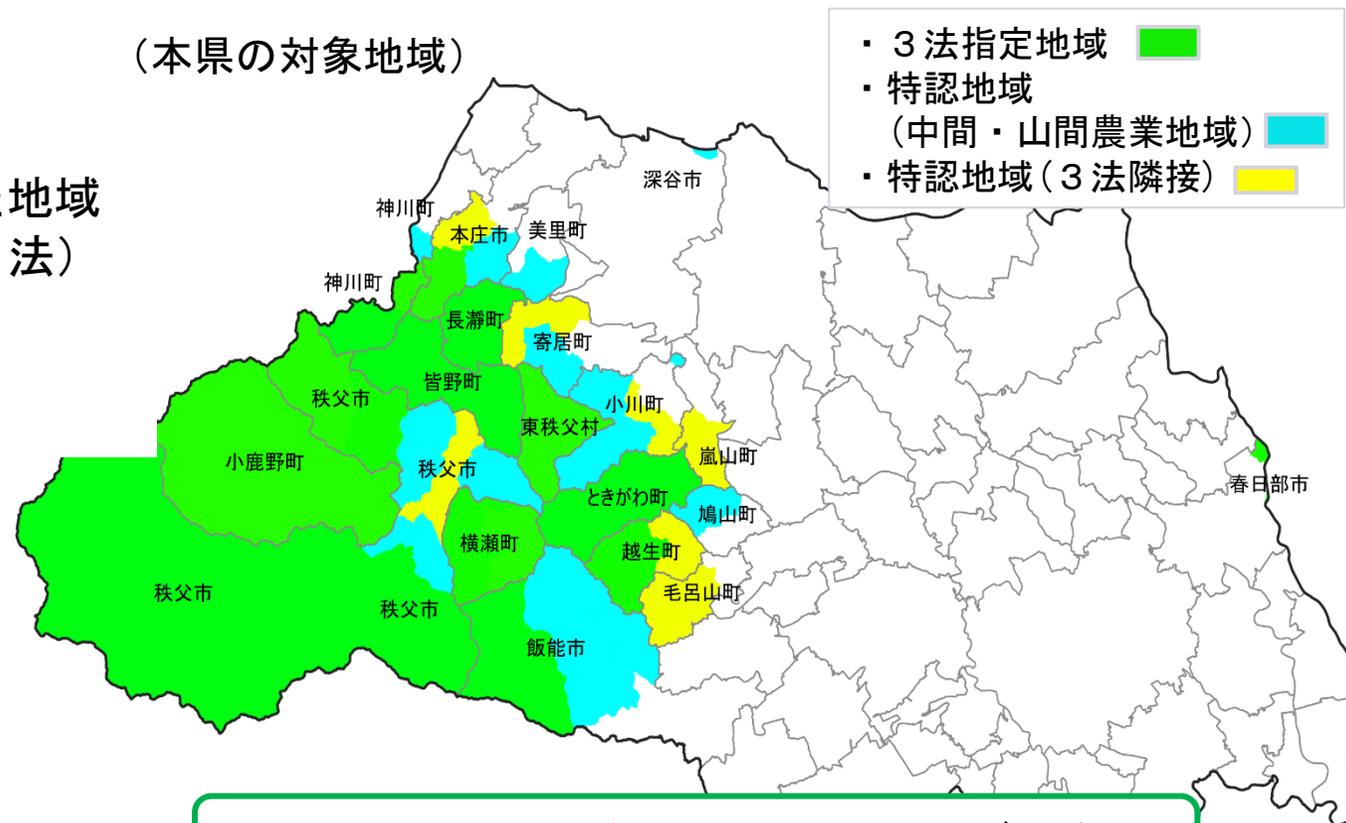
【交付単価】

地目	基準	交付単価
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000円/10a
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000円/10a
畑	急傾斜 (15° 以上)	11,500円/10a
	緩傾斜 (8° 以上)	3,500円/10a

【協定の種類】

集落協定	集落等を単位に複数の農業者が締結する協定
個別協定	認定農業者等が農用地の所有権を有する者と利用権設定や農作業受託を受ける形で締結する協定

(本県の対象地域)



- ・ 3法指定地域 ■
- ・ 特認地域 (中間・山間農業地域) ■
- ・ 特認地域 (3法隣接) ■

埼玉県は 19市町村56地域 が対象

令和6年度実績

埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況

(1) 実施市町村: 12市町村

(2) 協定数: 51協定

(集落協定: 47協定、個別協定: 4協定)

[単価別]

体制整備単価: 43協定 基礎単価: 8協定

(3) 交付面積: 315ha

[地目別] 田: 182ha(57.8%)

畑: 133ha(42.2%)

[交付基準別] 急傾斜: 30%

緩傾斜: 62%

高齢化率・耕作放棄率: 8%

(4) 交付金額: 27,753千円

※ 取組市町村数、取組協定数は令和5年度から変更なし。交付金額は令和5年度から微減（加算措置の交付金の配分減によるもの）。

【事業実施市町村】



【市町村数、取組協定数、取組面積、交付金額の推移】

	R2	R3	R4	R5	R6
実施市町村数	12	12	12	12	12
協定数	50	51	51	51	51
交付面積 (ha)	310	316	316	315	315
交付金額 (千円)	27,646	27,894	27,900	27,811	27,753

第6期対策(R7～R11)の概要

集落協定に定める活動内容

【交付対象農用地】 農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地

1 農業生産活動等として取り組むべき事項（必須）

① 農業生産活動等

耕作放棄地の発生防止活動（農地の法面管理、草刈り等）、農道等の管理

② 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈り、景観作物の作付、体験農園、ビオトープ等

【法面の草刈り】



【景観作物の作付け】



【鳥獣緩衝帯の管理】



基礎単価
(8割)
※必須

2 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

ネットワーク化活動計画の作成

体制整備単価
(+2割)

3 加算措置

- ・ ネットワーク化加算・ 超急傾斜加算
- ・ スマート農業加算 等

加算単価
(取組面積に応じ所
定額を交付)

ネットワーク化活動計画について

集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

①集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け

※ 体制整備単価（10割）の適用開始

②協定参加者で話合う

※ ネットワーク化、統合、連携など共通認識を作りながら、話合い

③ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出

④活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

事務負担軽減に係る国の対応について

- (1) 集落協定が作成する書類の様式の見直し
集落協定書等の書類の入力の簡素化 等
- (2) 多面的機能支払交付金と活動日誌等の様式を共通化
- (3) 実施状況調査(DS調査)の様式の見直し
- (4) 実施状況の確認(現地確認)における他交付金等の調査結果の活用について明記
- (5) 構成員のキャッシュレス決裁の利用が可能に

令和7年度の主な取組について

(1) 体制整備単価（交付単価の10割） 交付を受けるための推進

⇒「ネットワーク化活動計画」等について、作成方法や地域の事情に沿ったの作成ポイントに係る説明会や相談会を実施

(2) 加算措置の推進

⇒新設された「ネットワーク化加算」、「スマート農業加算」等の活用について、説明会や現地調査を実施

(3) 交付対象農用地の適切性等に関する検査体制の見直しを推進

⇒第6期対策の初年度の令和7年度協定認定において、要領やその運用に基づき対象農用地の認定や地目判断が適切に行われるよう市町村等に対して注意喚起を行うとともに、検査体制の見直しを推進